

社会体育団体指導者各位

西海市教育委員会社会教育課長

### 新型コロナウイルス感染症対策にかかる社会体育団体の活動の取扱いについて

小・中学生を対象とした社会体育団体の活動の取扱いについては、令和 4 年 2 月 18 日付、3 西海社ス第 35 号での通知内容に基づき、実施しているところですが、長崎県のまん延防止等重点措置区域が解除されたことから **3月7日（月）より当分の間**は、下記の取扱いとします。

なお、日々状況が変化しているため感染の状況によっては今後も対応を見直すことがあることを申し添えます。

#### 記

#### 1. 活動の実施について

社会体育活動については、スポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び各スポーツ競技団体が示している「スポーツ活動の再開に向けて作成した感染拡大予防のためのガイドライン」等に沿って、十分な感染症対策の措置を講じた上での活動をお願いします。

なお、活動される場合は、**文部科学省から「部活動における密集する活動や近距離で接触等をする運動、学校が独自に行う他校等との練習試合等は特に感染リスクが高いため、慎重に検討すること」を求められていることから県内外を問わず他チームとの交流は、地域の感染状況に応じて慎重に判断するなど、引き続き感染拡大予防にご協力ください。**

#### 2. 大会等の参加について

- 県内で開催される大会等への参加は可とし、県外で開催される大会等への参加については、予選会を経て出場権を獲得した中央競技団体等が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。
- 宿泊を伴う場合には「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（最新版）」を参考として、十分な対策を講じること。
- 帰県後 2 週間は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や健康管理の徹底に留意した上で練習環境や方法等の工夫を講じて実施すること。

#### 3. 活動の留意点

- 市外に拠点を置く団体に所属し活動される場合は、各自治体の対応、対策に従うこと。
- 健康観察を実施し、体調がすぐれない児童・生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 社会体育活動への参加については、児童・生徒本人、保護者の意向を尊重すること。